

国土交通省 説明資料

4月3日 地方創生に関する説明会

観光振興について

観光庁

広域観光周遊ルートの形成促進について

H26補正予算額：250百万円
H27予算額：304百万円

国土交通省

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日～7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

広域観光周遊ルート形成促進事業 (広域の協議会による取り組み)

- 広域観光周遊ルート形成計画の策定
- 数値目標の設定とPDCAサイクルの整備
- 外国人受入環境の整備(免税店の整備、多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進等)
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実
- 広域の関係者の官民連携による体制づくり 等

国の支援

- 計画策定に係る費用
- マーケティング費用
- 広域での外国人受入環境の整備
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 海外への情報発信 等

スケジュール(予定)

- 2月 世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会設置
- 3月 補正予算による調査開始
- 4月 基本方針の公表
計画の公募
- ⋮ 計画の認定

広域観光周遊ルート形成促進事業パッケージ支援メニュー例

テーマ性・ストーリー性

日本固有の〇〇文化と
〇〇自然を巡る〇〇ルート

ルート共通の取組

- ・マーケティング調査
- ・計画策定のための専門家の招へい
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域の地域共通の取組 等

X県A市 ゲートウェイのおもてなし強化

Y県B市 〇〇伝統文化の体験

Z県C町 〇〇自然環境の体験

観光地①

観光地②

観光地③

観光地④

道の駅における
無料公衆無線LAN環境整備

文化施設における
案内看板の設置

観光地における
トイレの補修

バス停における
情報提供の多言語化

空港における
広域観光案内機能の強化

多言語パンフレットの作成

滞在プログラムの
開発・提供

空港

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する。

様々な地域づくりの取組と連携し、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるとともに、外国人の受入環境整備を実施。

歴史的景観とバリアフリーの相乗効果による観光振興

日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立

離島のハンデを克服した観光システムづくり

「農」の優位性を活かした産業と観光の融合

地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域

産業遺産を核とした広域連携での観光振興

等

観光関係者による取組

協議会：市町村、観光協会、交通事業者、関係行政機関その他地域づくりの取組を実施する者等により構成

→ 計画の策定（数値目標、取組体制、事業内容等）

マーケティングの実施

地域の魅力を高める取組の実施

①滞在コンテンツの充実・強化

- ・着地型旅行商品の造成・販売
- ・地産地消の推進
- ・ガイドの育成

②来訪需要の喚起

- ・一元的な情報発信／予約システムの構築
- ・宿泊施設の魅力向上
- ・地域版MICEの推進検討

③来訪者の利便性等向上

- ・観光案内所の機能強化
- ・観光地周遊バスの実証運行
- ・美観の維持、トイレ改修

④外国人受入環境整備

- ・観光案内の多言語表記化
- ・Wi-Fi環境の整備
- ・免税店の導入検討

等

国による支援

- 計画策定に係る費用
 - マーケティング費用
 - 着地型旅行商品等の滞在コンテンツの企画・作成費用
 - 二次交通の整備に係る実証実験等の実施費用
 - 受入環境整備、おもてなしの向上に係る費用
- 等

パッケージ支援

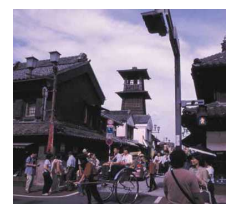
〈観光による活性化事例（埼玉県川越市）〉



〔歴史的景観〕



〔多言語表記案内板〕



〔外国人も含めた賑わい〕

歴史的景観を活かしつつ、滞在コンテンツの充実・外国人受入環境の整備等を総合的に実施

川越市外国人入込観光客数
H25年 45,000人
H19年 31,000人
(川越市HP「観光統計資料」より)
⇒ 平成19年比45%増

取組の評価を踏まえた計画の見直し

地方における消費税免税店の拡大について

外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、商店街、物産センターなど地方の外国人旅行者向け免税店の拡大を推進。

※全国の免税店数：平成26年4月1日 5777店 → 平成26年10月1日 9,361店。半年間で 3,584店増加。

消費税免税制度の拡充

〈拡充第1弾〉（2014年10月1日運用開始）

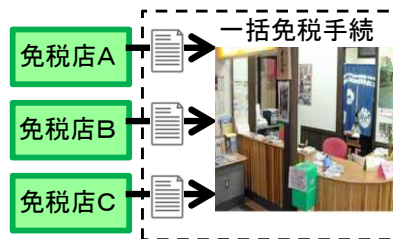
- 全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。



[平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）]

〈拡充第2弾〉（2015年4月1日運用開始）

- 免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において、免税手続きの一括カウンターの設置を実現。
- 外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化する。



シンボルマーク制度、相談対応制度の活用

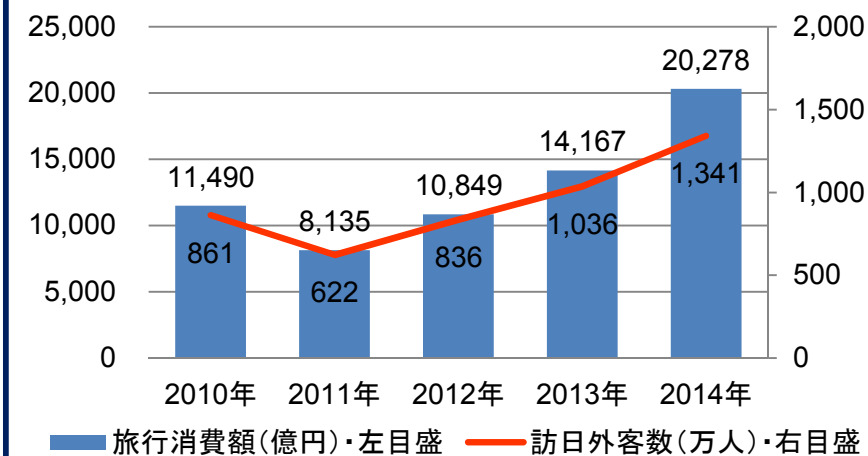
- 地方運輸局に設置した免税制度相談窓口を周知・活用。
- 免税店のブランド化・認知度向上のために創設した「免税店シンボルマーク」の使用申請にあわせて免税店の「活きた情報」を取得しJNTOのHPで海外向け情報発信。

ショッピングの魅力を官民連携して海外に発信

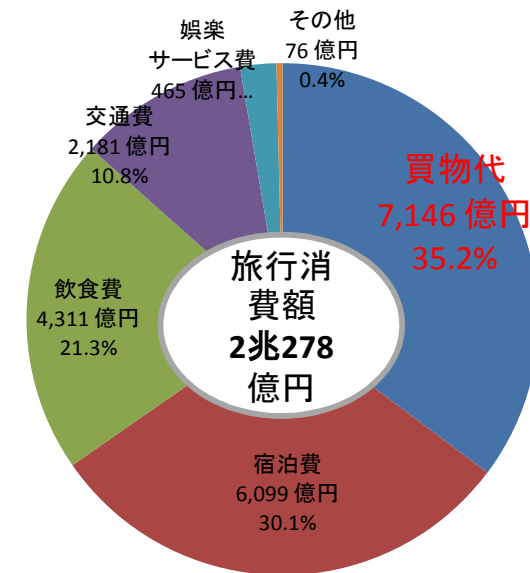
- 地方ならではの魅力あるお土産や新しい消費税免税制度の情報を、観光庁やJNTO、百貨店、航空会社、旅行会社、クレジットカード会社等官民が連携して発信。



【旅行消費額と訪日外客数の推移】



【訪日外国人の費目別旅行消費額(2014年)】



対象品目の拡大

食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、特定の条件の下、**全ての品目を免税対象品目とする。**

○**一般物品**（消耗品以外のもの）



家電製品



着物・服



カバン

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**一般物品**の販売合計額が、**1万円を超えるもの**

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。

○**消耗品**（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他消耗品）



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内**のもの

手続きの簡素化

手続き時の外国人旅行者の記入負担、店舗の事務負担を軽減するため。「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、特定の様式でなくても、記載すべき事項を記載していれば**自由様式を使用してよい**こととなった。

<拡充第二弾>2015年4月1日運用開始 一括カウンター制度

免税手続を第三者へ委託することにより、商店街・物産センター等において、免税手続の一括カウンターの設置を可能とする(2015年4月1日より制度開始)。

併せて、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を可能とする(ただし、一般物品と消耗品は区別)。

施策の背景

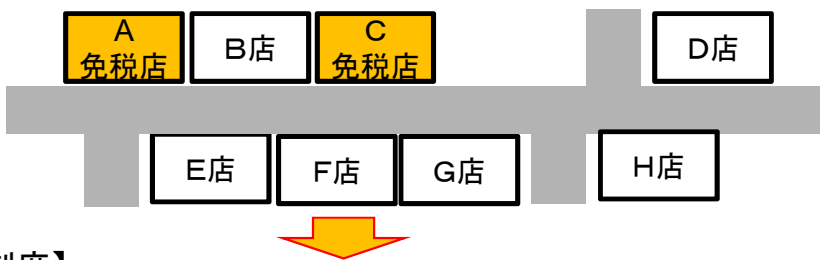
2014年10月1日より全品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。外国人旅行者がより一層買い物を楽しむことができるよう、地方の商店街等における免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上が必要。

制度の概要

商店街における一括カウンターの設置イメージ

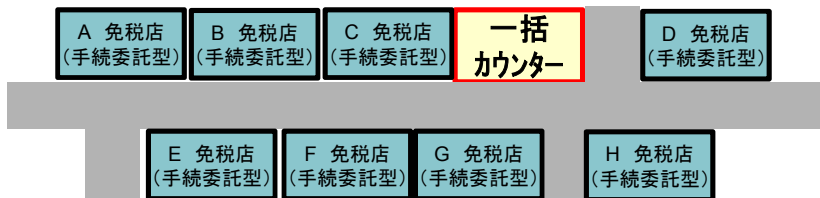
【旧制度】

免税店が一部の店舗のみに留まっており、商店街全体に広がっていない。



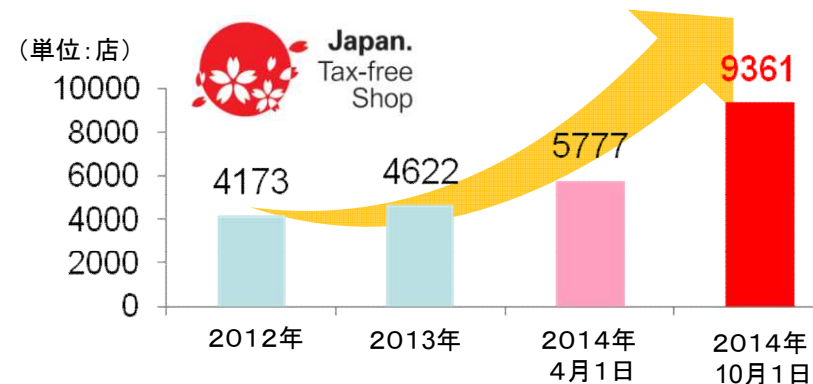
【新制度】

- ①一括カウンターの設置が可能となり、より多くの店舗が免税店許可を取得し、商店街が一体となって外国人旅行者を誘致。
- ②外国人旅行者は、一括カウンターにおいて購入金額を合算できるため免税で買い物がしやすくなり、免税手続もまとめて一度にできる。

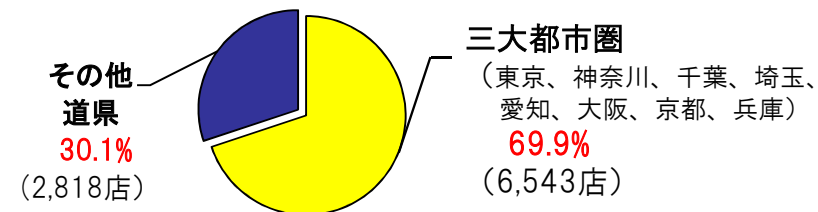


・外国人旅行者が免税店でお得に便利に買物を楽しむことで、消費額の増加が期待される。

【免税店数の増加】



《三大都市圏とその他道県における免税店数の割合》



【地域の商店街】



札幌狸小路商店街 (北海道札幌市)



川越一番街商店街 6 (埼玉県川越市)

(参考)消費税免税店の都道府県別分布

都道府県別の輸出物品販売場数(全国9,361店 2014年10月1日時点)

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
札幌国税局	283	594	311	209.9%
北海道	283	594	311	209.9%
仙台国税局	81	156	75	192.6%
青森	5	12	7	240.0%
岩手	2	18	16	900.0%
宮城	58	94	36	162.1%
秋田	2	7	5	350.0%
山形	5	8	3	160.0%
福島	9	17	8	188.9%
関東信越国税局	274	509	235	185.8%
茨城	34	66	32	194.1%
栃木	34	69	35	202.9%
群馬	16	22	6	137.5%
埼玉	93	211	118	226.9%
新潟	46	53	7	115.2%
長野	51	88	37	172.5%
東京国税局	2674	4172	1498	156.0%
千葉	197	383	186	194.4%
神奈川	229	468	239	204.4%
東京	2238	3268	1030	146.0%
山梨	10	53	43	530.0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
金沢国税局	99	122	23	123.2%
富山	68	73	5	107.4%
石川	29	46	17	158.6%
福井	2	3	1	150.0%
名古屋国税局	365	595	230	163.0%
岐阜	28	57	29	203.6%
静岡	95	161	66	169.5%
愛知	194	296	102	152.6%
三重	48	81	33	168.8%
大阪国税局	1267	2084	817	164.5%
滋賀	27	52	25	192.6%
京都	187	351	164	187.7%
大阪	852	1259	407	147.8%
兵庫	180	307	127	170.6%
奈良	13	49	36	376.9%
和歌山	8	66	58	825.0%
広島国税局	126	220	94	174.6%
鳥取	6	23	17	383.3%
島根	1	6	5	600.0%
岡山	31	56	25	180.6%
広島	68	114	46	167.6%
山口	20	21	1	105.0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
高松国税局	50	87	37	174.0%
徳島	2	3	1	150.0%
香川	25	48	23	192.0%
愛媛	19	25	6	131.6%
高知	4	11	7	275.0%
福岡国税局	422	587	165	139.1%
福岡	371	507	136	136.7%
佐賀	24	37	13	154.2%
長崎	27	43	16	159.3%
熊本国税局	54	97	43	179.6%
熊本	15	24	9	160.0%
大分	15	22	7	146.7%
宮崎	10	15	5	150.0%
鹿児島	14	36	22	257.1%
沖縄国税事務所	82	138	56	168.3%
沖縄	82	138	56	168.3%
合計	5777	9361	3584	162.0%

2014年10月1日現在:国税局所管地域別(国税庁集計)

(参考)外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

消費税免税制度相談窓口 (①手続委託型輸出物品販売場制度)

②外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度

	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
	観光庁 観光戦略課 (電話) 03-5253-8322	商務流通保安グループ 流通政策課 (電話)03-3501-1708	港湾局 産業港湾課 (電話)03-5253-8672
北海道	北海道運輸局 観光地域振興課 (電話)011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 (電話)011-738-3231	北海道開発局 港湾計画課 (電話)011-709-2137
東北	東北運輸局 国際観光課 (電話)022-791-7510	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 (電話)022-221-4914	東北地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)022-716-0005
関東	関東運輸局 国際観光課 (電話) 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 048-600-0345	関東地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)045-211-7416
中部	中部運輸局 観光地域振興課 (電話)052-952-8009	中部経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)052-951-0597	中部地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)052-209-6323
北陸	北陸信越運輸局 観光地域振興課 (電話)025-285-9181		北陸地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)025-370-6706
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 (電話)06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)06-6966-6025	近畿地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)078-391-8361
中国	中国運輸局 国際観光課 (電話)082-228-8702	中国経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)082-224-5655	中国地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)082-511-3928
四国	四国運輸局 観光地域振興課 (電話)087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 (電話)087-811-8524	四国地方整備局港湾空港部 港湾計画課 (電話)087-811-8330
九州	九州運輸局 観光地域振興課 (電話)092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 (電話)092-482-5455	九州地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 (電話)092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 (電話)098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 (電話)098-866-1731	沖縄総合事務局 港湾計画課 (電話)098-866-1906

「コンパクトシティ形成支援チーム」 に関する取組について

国土交通省
都市局 都市計画課
総合政策局 公共交通政策部 交通計画課

主な政策パッケージ

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要。
- 都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。
- 関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設け、強力な支援体制を構築。
- 2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数100件を目指す。

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 国の制度・施策へのフィードバック

- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 政策に関する情報発信

コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて市町村の取組を強力に支援

チームメンバー

チームリーダー	国土交通省	大臣官房審議官(都市局担当)
副チームリーダー		総合政策局公共交通政策部長
構成員	内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
	復興庁	統括官付参事官
	総務省	自治行政局市町村課長
		自治財政局財務調査課長
	財務省	理財局国有財産企画課長
	金融庁	監督局総務課長
	文部科学省	大臣官房政策課長
	厚生労働省	医政局地域医療計画課長
		雇用均等・児童家庭局 保育課長
		老健局高齢者支援課長
	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長
	経済産業省	商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長
国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長	
	住宅局 住宅政策課長	
	都市局 都市計画課長	

事務局：国土交通省

- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

当面のスケジュール

◆ 3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議 (実施済)

- コンパクトシティ形成支援チームの設置について
- コンパクトシティの形成に向けた基本認識について
- 関係省庁施策内容の共有



◆ 4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

- 地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会



◆ 5月中旬 ブロック別相談会

国土交通省がコンパクトシティの形成に取り組む地方公共団体とのブロック別相談会を実施



◆ 5月下旬又は6月上旬 第3回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

- 地方公共団体の取組状況等の共有 (ブロック別相談会の報告)
- 地方公共団体からのヒアリング (課題やニーズの吸い上げ・共有等)

都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づく施策①

改正都市再生特別措置法

●立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

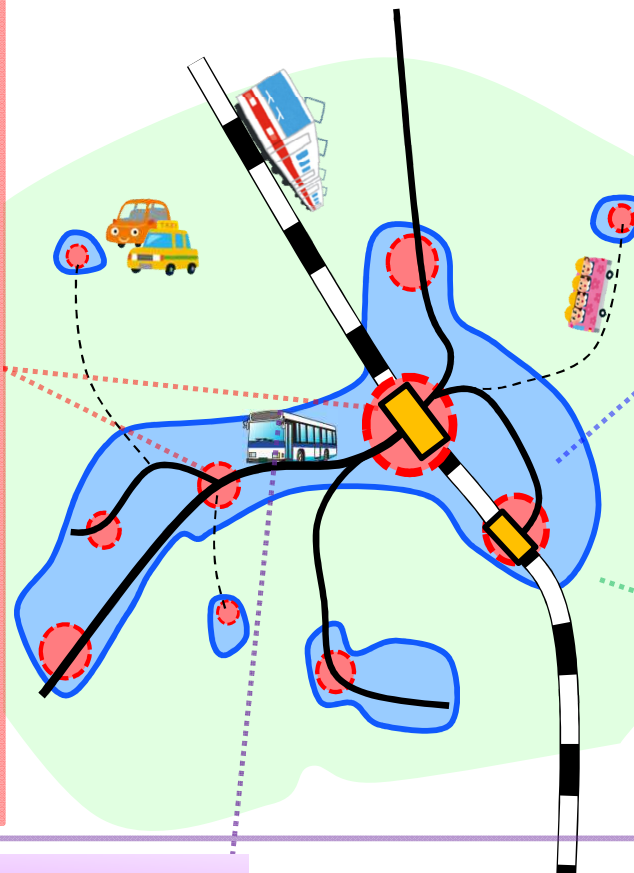
- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 協定を締結した跡地の適正管理を支援
- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ



公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）

改正地域公共交通活性化再生法

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、② まちづくりと連携し、③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

ワンストップ相談窓口

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法）、立地適正化計画（都市再生特別措置法）を活用した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進のため、地方整備局・地方運輸局にワンストップ相談窓口を設置。

取組イメージ（福岡県八女市）

- 5町村が合併し、別々であった政策を計画策定から再編・統一。
- 既存の路線バス、患者輸送車、福祉バス等を見直し、広域移動を可能にする幹線路線バス2系統と、そこに接続する「デマンドタクシー」の連携による再編を図り、交通空白地域を解消。



関係省庁との連携施策例① ～公的不動産の再編との連携～

公的不動産の課題と取組の方向性

※公的不動産は我が国の全不動産の1/4の資産規模を占める

公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方公共団体においては、

○人口減少や少子高齢化の進展

○将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大

が見込まれること等を踏まえ、

公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要

- 総務省からの要請により、地方自治体の98%が平成28年度までに策定予定
- 主に財政負担の軽減・平準化を目的として、**公共施設の更新・統廃合・長寿命化**等を計画的に実施

「コンパクトなまちづくり」と「公的不動産の再編」との連携

○公的不動産の再編にあたっては、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図るため、**コンパクトなまちづくりと連携して実施することが重要**

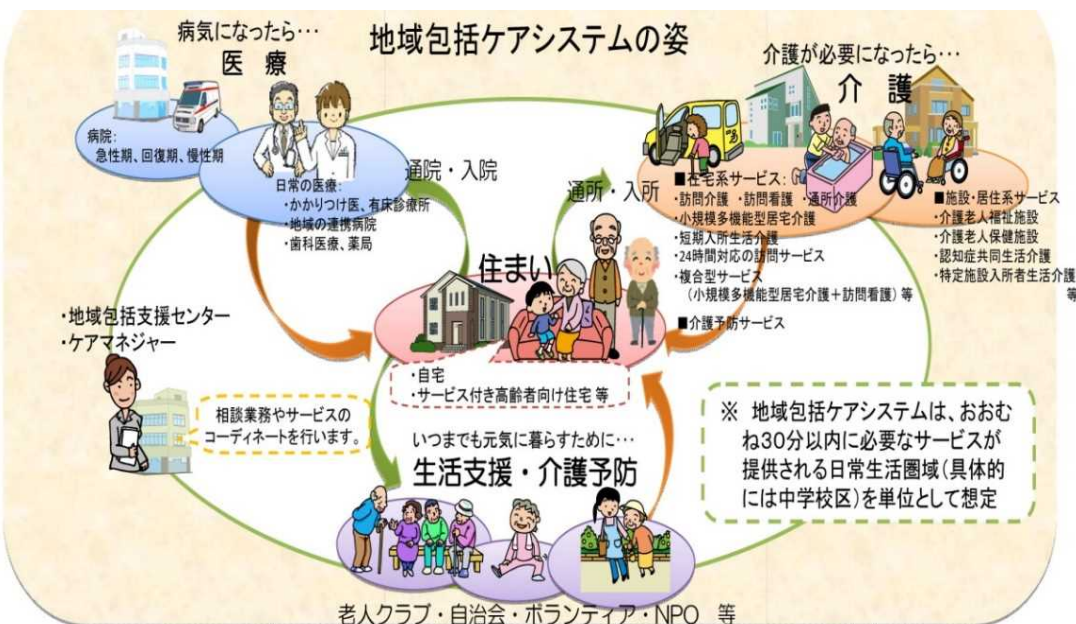
- 例) ・庁舎、公民館等の公共施設を重要な都市機能と捉え、再編にあたり拠点への集約化を図る
 ・低未利用の公有地を必要な施設整備の種地として活用

○国土交通省では、「**まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン**」を発出 (H26.4)

「地域包括ケアシステム」の実現

○地域における医療・介護体制の見直し

2025年を目途に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「**地域包括ケアシステム**」の構築に取り組む
(概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域)

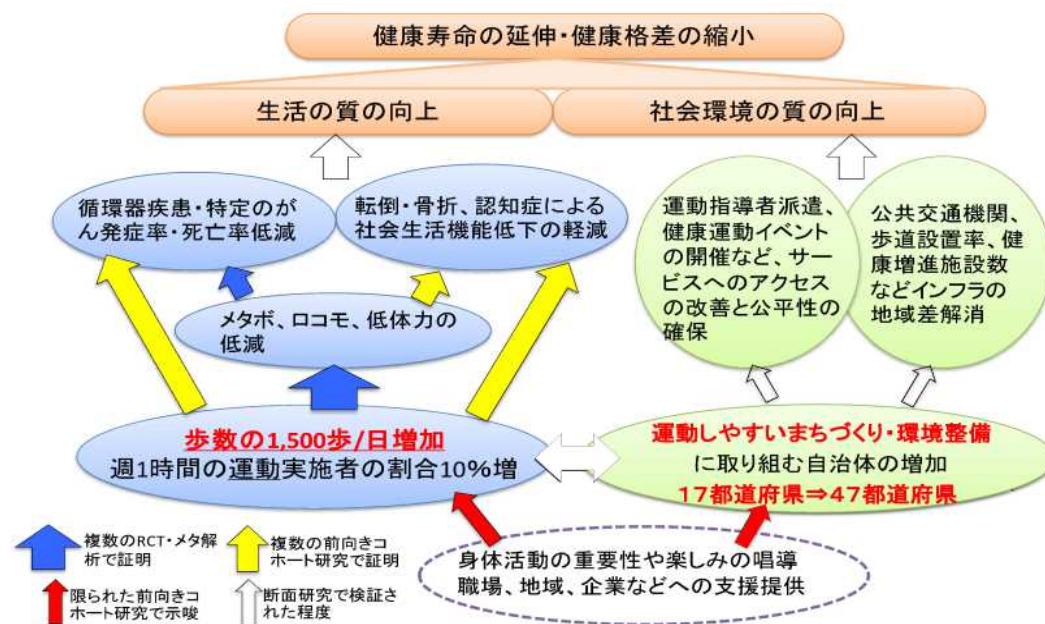


住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供
(団塊世代が75歳以上になる2025年を目標)

健康日本21(第二次) 平成25年～

○国民の健康の増進の総合的な推進

生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現



・日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、
・住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

○ **医療や介護など様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供されるコンパクトなまちづくりが重要**

○ 国土交通省では、平成25年5月に「健康・医療・福祉まちづくり研究会」を起ち上げ、学識、地方公共団体、内閣官房、厚生労働省との議論を重ね「**健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン**」を策定。

コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口

○コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口を、地方整備局等と地方運輸局等に設置。コンパクトシティ形成支援チームに関する事項についても本相談窓口で対応。

<コンパクトシティ全般や立地適正化計画等について>

機関名	担当課	電話番号
北海道開発局	事業振興部都市住宅課	011-738-0234
東北地方整備局	建政部都市・住宅整備課	022-225-2016
関東地方整備局	建政部都市整備課	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	025-280-8755
中部地方整備局	建政部都市整備課	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部都市整備課	06-6942-1081
中国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	082-511-6194
四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	087-811-8315
九州地方整備局	建政部都市・住宅整備課	092-471-6355 (内線 6165) ※
沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-1910

<地域公共交通網形成計画等について>

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	企画観光部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	企画観光部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	企画観光部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	企画観光部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	企画観光部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	企画観光部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	企画観光部交通企画課	082-228-8701
四国運輸局	企画観光部交通企画課	087-835-6356
九州運輸局	企画観光部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

どちらに相談して良いか分からない場合は、どちらにご連絡を頂いても適切に対応致します。

※ 電話番号に続けて内線番号を入力下さい。

国土交通省における 「小さな拠点」に関する取組について

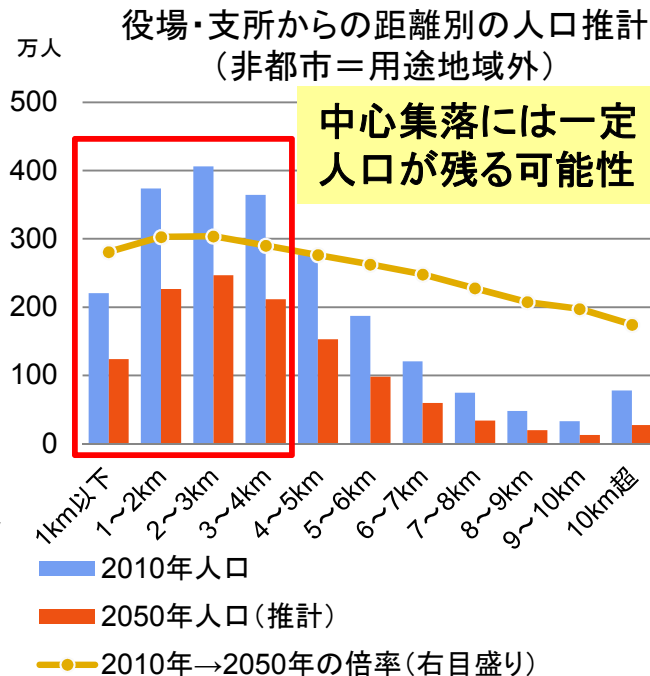
国土交通省 国土政策局 地方振興課
総合計画課

○全国を1km²毎の地点で見ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上を占める。
 ○しかし、非都市地域でも旧役場、小学校の周辺の地域では集落が残れる可能性。
 ○そのためには、日常を支える機能を残せるか否かがポイント。

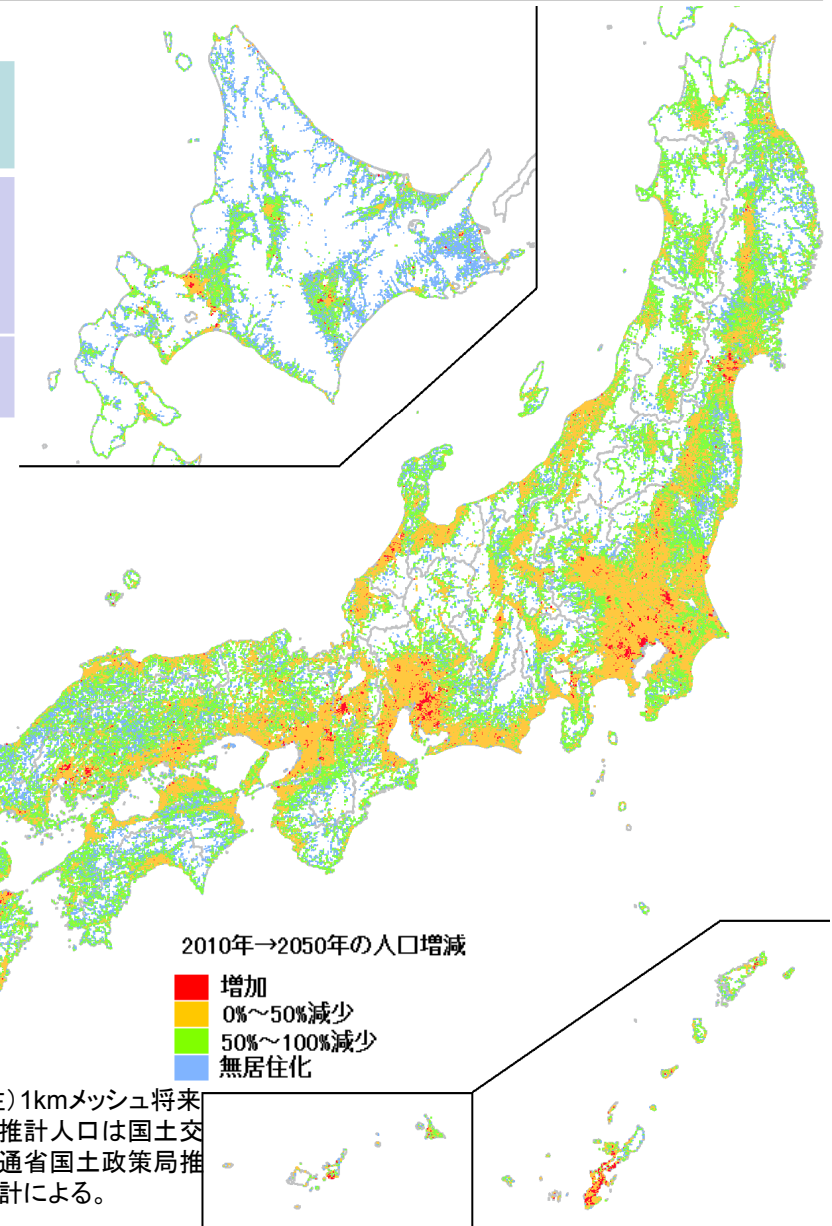
将来人口推計

	2010年 人口 (万人)	2050年 人口 (万人)	減少率	人口増減率別1kmメッシュ割合 (対居住メッシュ)				
				半減以下		0以上 50% 未満減	増加	
				うち非 居住化	うち50% 以上減			
全国	12,806	9,708	▲24%	63%	19%	44%	35%	2%

地域消滅のおそれ



非都市内の役場・支所数 = 2894



○取組の経緯

平成20年7月 国土形成計画(全国計画)

「地域によっては、人口減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。」と初めて国土計画に位置付け

平成21年4月 国土交通省 過疎集落研究会報告書(座長:小田切徳美明治大学農学部教授)

「過疎集落の住民生活の安定を図るためには、(中略)具体的には、①日常的な医療、福祉、買い物、地域交通等の生活に必要な基礎的サービスを提供する、小さな拠点を整備すること」

平成22年1月 国土審議会政策部会集落課題検討委員会とりまとめ(委員長:奥野信宏中京大学総合政策学部教授)

「基礎的な生活サービスを集落住民に効果的に提供するためには、医療、食料品・日用品の販売、金融等の複数の生活サービスの提供機能を集約した『小さな拠点』を整備するとともに、それへのアクセス手段を確保することが有効である。」

平成24年 「『小さな拠点』づくりガイドブック」の作成

平成25～26年 国の調査を通じた地域内の合意形成支援(モニター調査の実施(全国24地域))

平成26年7月 「国土のグランドデザイン2050」

「集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成する。」

平成27年3月「新たな国土形成計画(全国計画)中間とりまとめ」

中山間地域等における人口規模の小さな集落地域においては、生活サービス機能を始めとする各種機能を集約した「小さな拠点」の形成・活用を戦略的に進める。

○他省庁との連携

内閣府地方創生推進室、総務省、農林水産省とも連携して、「小さな拠点」に関する取組を推進している。

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む過疎地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することで、集落の再生・活性化を図る。このため、生活圏形成プログラムの策定及び具体化を一体的に支援するとともに、多様な関係者の連携・協働による総合的な取組を推進。

「小さな拠点」づくり

- 廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再編、機能再生等
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)



- 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災等の地域拠点機能の強化のため、重点的に支援



連携

構想策定・合意形成

(プランづくり)

地域の点検、集落間の機能分担、「小さな拠点」づくり計画、公共施設の再編・整備計画の策定等

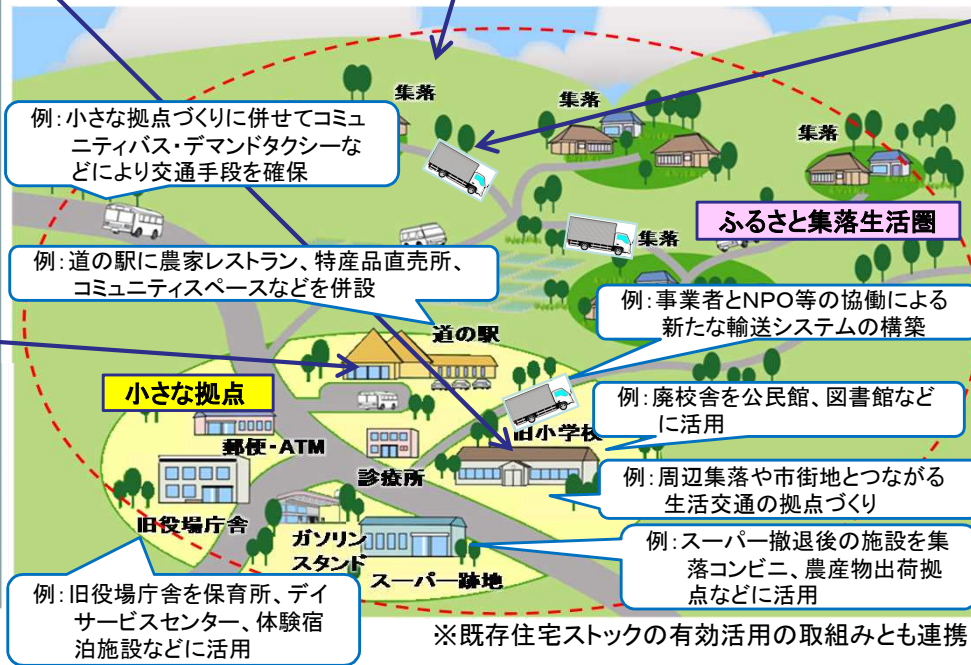
(社会実験)

コミュニティ内の移動の確保や集落コンビニの運営等について、社会実験を通じて行う検証等

(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

具体化

具体化



ネットワークの形成

- コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保



- 事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築



地域の担い手づくり

- ソーシャルビジネスをはじめ、地域ビジネスの担い手を支援する中間支援組織の育成等
(新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築)

連携

○ 地域の見守りや地域の担い手となる人材確保、都市農村交流などの農山漁村の活性化等について、関係省庁（総務省、農林水産省等）と連携して総合的な取組を推進

※この他、構想策定や合意形成（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）について、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、重複の排除を進めつつ、窓口の一元化を図る。

基幹となる集落に生活機能を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。

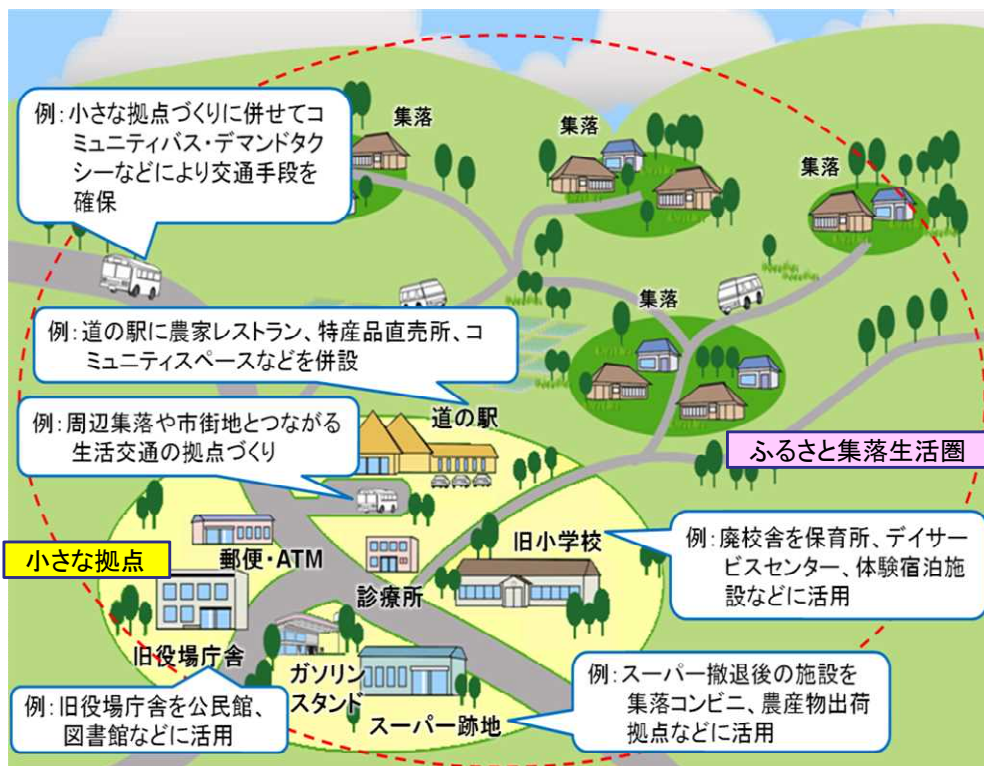
「小さな拠点」と「ふるさと集落生活圏」

小さな拠点：【下図の  のエリア】

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の複数の生活サービスや地域活動の場を、歩いて動ける範囲に集めた、地域の拠点となる集落。

ふるさと集落生活圏：【下図の  で囲むエリア】

小さな拠点と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域。小さな拠点に人々が集い、交流する機会が広がることで、新しい集落地域の再生を図る。



実施内容

平成26年度まで実施していた国のモニター調査を廃止・再編するとともに、現行の集落活性化推進事業と統合し、一体的に支援。

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

○プランづくり、社会実験

- ・定額補助(上限300万円/年、2年間を限度)
- ・プランづくりを通じた合意形成や、住民・市町村の連携による移動確保等の実証検証を支援。

○施設の再編・集約

- ・補助率1/2以内
- ・既存公共施設を活用した公共サービス施設の再編・集約に係る改修費、廃止施設の除却費を補助。(小さな拠点の形成に資する事業に限定して実施。)

※全て条件不利地域を対象

国土交通省地方振興課ホームページURL

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html

集落地域の 大きな安心と希望をつなぐ 「小さな拠点」づくり ガイドブック

～つながり、つづける地域づくりで 集落再生



平成 25 年 3 月
国土交通省国土政策局
集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会

国土交通省総合計画課ホームページURL

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html

目 次

はじめに

ガイドブックのねらい	1
ガイドブックの構成	1

第1部 「小さな拠点」とは

1. 集落地域における「小さな拠点」とは?	2
2. 「小さな拠点」にはどのような役割があるの?	3
3. 「小さな拠点」をつくとどのような効果があるの?	4
4. なぜ「小さな拠点」をつくる必要があるの?	5
5. 地域の『困りごと』を「小さな拠点」で解決するには?	6

第2部 「小さな拠点」づくりの手順とポイント

1. 「小さな拠点」づくりはどう進めるの?	10
2. 「小さな拠点」づくりのポイント	12

第3部 「小さな拠点」づくりに向けて ～事例から学ぶ～

1. 「小さな拠点」づくりに関する取組事例	22
2. 「小さな拠点」づくりに関する取組事例の概要	23

◆(旧)小学校区のエリアでの拠点づくりの事例◆

事例1 秋田県由利本荘市 鳥海町笹子地区〔道の駅 清水の里・鳥海郷〕	24
事例2 京都府南丹市 美山町平屋地区〔道の駅 美山ふれあい広場〕	26
事例3 岡山県笠岡市 北木島町〔北木島診療所・北木公民館〕	28
事例4 広島県東広島市 河内町小田地区〔小田地域センター・小田診療所〕	30
事例5 山口県阿武町 宇田郷地域〔ひだまりの里〕	32
事例6 高知県四万十市 西土佐地域大宮地区〔(株)大宮産業〕	34
事例7 大分県中津市 山国町槻木地区〔槻木交流センター・槻木診療所〕	36

◆平成の合併前の旧町村のエリアでの拠点づくりの事例◆

事例8 新潟県上越市 安塚区〔安塚コミュニティプラザ〕	38
事例9 岡山県新見市 哲西地域〔きらめき広場・哲西、道の駅・鯉が窪〕	40

◆都道府県・市町村の取組事例◆

事例10 高知県及び市町村(参考事例:集落活動センター汗見川)	42
事例11 山形県小国町(参考事例:叶水基幹集落センター)	43

このガイドブックは、国土交通省国土政策局において、平成24年度に有識者からなる「集落地域における『小さな拠点』形成推進に関する検討会」を設置し、検討を行った成果をとりまとめたものです。

〔検討会委員〕

○小田切 徳美	明治大学農学部教授
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科准教授
沼尾 波子	日本大学経済学部教授
平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科准教授
藤山 浩	島根県中山間地域研究センター研究企画室
前田 和彦	高知県産業振興推進部中山間地域対策課課長
山口 政幸	山形県小国町副町長

(敬称略、五十音順、○印は座長)

地域の持続可能な 物流ネットワークの構築について

国土交通省 物流審議官部門物流政策課企画室

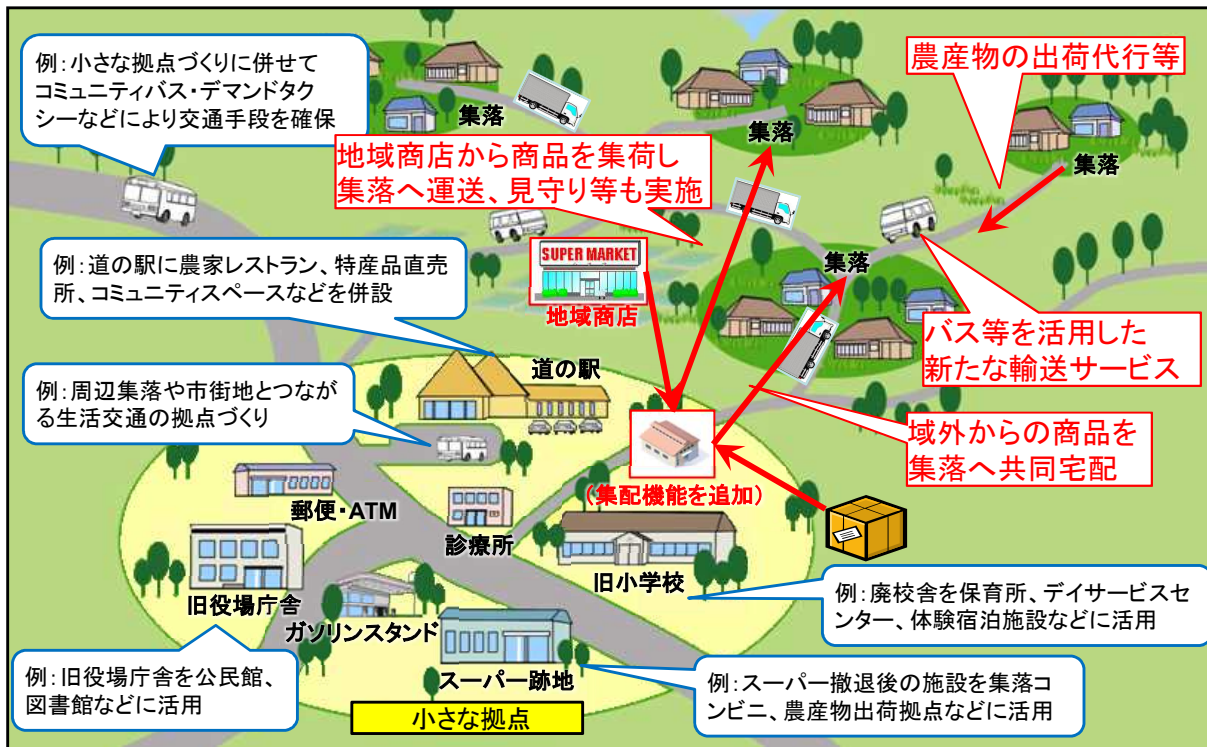
地域の持続可能な物流ネットワークの構築(施策の概要)

少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズは高まっている。

過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築するため、モデル事業を実施し、オペレーション上の課題や対応策等について検討を行う。

【地域の活動拠点(小さな拠点)におけるモデル事業の実施について】

【モデル事業における役割分担】



【主な検討項目】

- ・地域での意見集約における課題
- ・NPOに求められる能力(輸送能力、荷扱い等の品質、賠償能力等)
- ・物流事業者、NPO、荷主、自治体等の関係者の役割分担のあり方

【現在の取組み】

- ・平成26年10月より、学識経験者、物流事業者、地方自治体、NPO等からなる「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」を開催(平成26年10月、12月、2月、3月の計4回開催。)
- 3月31日(火)に報告書を発表済み。
- ・平成27年度予算において、モデル事業を実施予定。(41百万円の内数)

地域の持続可能な物流ネットワークの構築(支援内容)

【1】モデル事業による支援(予定)

①実施主体

過疎地等における地方自治体、事業者、NPO等、地域住民等からなる協議会等

②支援対象

協議会の開催、モデル事業に関する計画策定、効果測定等に必要となる経費(調査費)を一定額支出。

③申請方法(予定)

国土交通省ホームページに掲載予定の募集要項に添付する申請様式に記入の上、郵送またはメールで申し込み。

URL: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html

④スケジュール(予定)

- ・4~5月頃:モデル事業の公募
- ・5~6月頃:モデル事業実施地域の決定
- ・6月~12月頃:モデル事業の実施

⑤対象事業のイメージ

以下に例示するような、複数のサービスに係る輸送を複合化することによって、輸送の効率化を実現する事業が対象。

- ・域外からの商品の集落への共同宅配
- ・地域商店への商品の集荷・集落への運送、これと併せた見守り等生活支援サービスの提供
- ・バス等を活用した新たな貨物輸送サービスの提供
- ・商品の集出荷等と併せた農産物の出荷代行 等

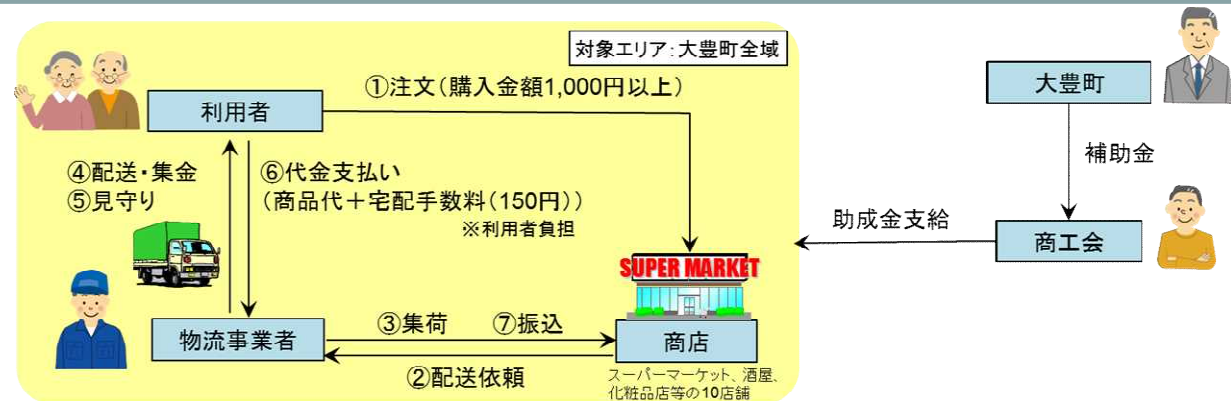
【2】取組事例の紹介・情報発信

高知県大豊町の取組事例 (買い物支援、高齢者等の見守り)

過疎化・高齢化が進む中で、物流の効率が低下するとともに、買い物支援や見守りに対するニーズが高まっていた大豊町では、平成24年に地元商店、商工会、宅配事業者及び自治体の連携による高齢者の見守りも兼ねた買い物支援サービスを導入、利用者から好評を得ている。

※その他の取組事例についても、下記Webページの「取組み事例(詳細)」及び会議資料中にて公開しています。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html



【3】本省・地方運輸局におけるコンサルティング

別紙「お問い合わせ先」に記載の担当までご相談ください。

【本省お問い合わせ先】

国土交通省 物流審議官部門物流政策課企画室 鎌倉、新井
代表: 03-5253-8111 (内線: 53-344) 直通: 03-5253-8799

お問い合わせ先

○観光

【国土交通省本省（広域観光周遊ルート、観光地魅力創造事業）】

観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 03-5253-8328

【地方支分部局（外国人旅行者消費税免税制度）】

地方運輸局等（P8をご参照ください。）

○コンパクトシティ形成支援チーム

【地方支分部局（地域の問い合わせ窓口）】

地方整備局・地方運輸局（P17をご参照ください。）

【国土交通省本省（法制度全般）】

都市局 都市計画課 03-5253-8409

総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 03-5253-8111（内線54-703、54-708）

○小さな拠点

【国土交通省本省】

国土政策局地方振興課

03-5253-8403（直通）

03-5253-8111（代表）（内線：29543）

○地域の持続可能な物流ネットワークの構築

【国土交通省本省】

物流審議官部門物流政策課企画室

代表：03-5253-8111（内線：53-344） 直通：03-5253-8799

【地方支分部局】

地方運輸局 交通・環境部 物流課（※）

（※）四国運輸局は環境・物流課、内閣府沖縄総合事務局は総務運航課企画室が担当です。

窓口がご不明な場合は、本省までお問い合わせください。